

議案第 11 号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成 12 年条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

駐車場法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用部分及び文言の整理をするとともに、藤代地区の旧国道 6 号が県道に、国道 6 号藤代バイパスが国道 6 号にそれぞれ変更されたことを踏まえ、建築形態規制に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(敷地から道路への自動車の出入口)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。</p> <p>(1) 自動車車庫の<u>車庫の用途</u>に供する部分又は自動車修理工場の作業の用に供する部分(以下「車庫等の部分」という。)の床面積の合計が200平方メートル以下の建築物の敷地に自動車の出入口を設ける場合で、その出入口に面する道路(法第42条第1項に規定する道路に限る。以下この項において同じ。)が幅員4メートル以上であるとき。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>自動車車庫等の用途に供する部分の構造</u>)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する建築物の一部分を<u>自動車車庫又は自動車修理工場の用途</u>に供する場合は、当該部分の主要構造部を令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造としなければならない。</p> <p>(1) <u>自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分</u>の直上に2以上の階のある建築物</p> <p>(2) <u>自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分</u>の直上階の床面積</p> | <p>(敷地から道路への自動車の出入口)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。</p> <p>(1) 自動車車庫の<u>車庫の用</u>に供する部分又は自動車修理工場の作業の用に供する部分(以下「車庫等の部分」という。)の床面積の合計が200平方メートル以下の建築物の敷地に自動車の出入口を設ける場合で、その出入口に面する道路(法第42条第1項に規定する道路に限る。以下この項において同じ。)が幅員4メートル以上であるとき。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>車庫等の部分の構造</u>)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する建築物の一部分を<u>車庫等の部分</u>に供する場合は、当該部分の主要構造部を令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造としなければならない。</p> <p>(1) <u>車庫等の部分</u>の直上に2以上の階のある建築物</p> <p>(2) <u>車庫等の部分</u>の直上階の床面積が100平方メートルを超える建築物</p> |

が100平方メートルを超える建築物
(自動車車庫等の用途に供する部分とそ
の他の部分との区画)

第30条 自動車車庫又は自動車修理工場
の用途に供する建築物においては、それ
らの用途に供する部分とその他の部分
との区画は、次の各号に定めるところに
よらなければならない。

(1) (略)

(2) 自動車車庫又は自動車修理工場の
用途に供する部分内に、その他の部分
のための避難用出口を設けないこと。

(大規模自動車車庫の構造設備)

第32条 自動車車庫の駐車の用に供する
部分の床面積の合計が500平方メートル
以上のものの構造設備は、前条の規定
によるほか、自動車車庫の車庫の用途に
供する部分の床面積1平方メートルご
とに毎時14立方メートル以上の外気を
供給することができる機械換気設備又
は面積の合計が各階の床面積の10分
の1以上である換気に有効な窓その他
の開口部を設けなければならない。た
だし、特殊な装置を用いるもので、こ
れと同等以上と認められる場合は、こ
の限りでない。

2及び3 (略)

(対象区域及び日影時間等の指定)

第57条 法第56条の2第1項の規定によ
り日影による中高層の建築物の高さの
制限に係る対象区域として指定する区
域は、次の表の(ア)欄に掲げる地域又は
区域の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)
欄に掲げる区域とし、同項の規定により
指定する法別表第4(ろ)欄の制限を受
ける建築物は、次の表の(ウ)欄に掲げる
建築物とし、同項の規定により指定する

(車庫等の部分と他の用途部分との区
画)

第30条 自動車車庫又は自動車修理工場
の用途に供する建築物においては、車庫
等の部分とその他の部分との区画は、次
の各号に定めるところによらなければ
ならない。

(1) (略)

(2) 車庫等の部分内に、その他の部分
のための避難用出口を設けないこと。

(大規模自動車車庫の構造設備)

第32条 自動車車庫の車庫の部分の床面
積の合計が500平方メートル以上のも
のの構造設備は、前条の規定によるほ
か、床面積1平方メートルごとに毎時
25立方メートル以上の外気を供給する
ことができる機械換気設備又は面積の
合計が各階の床面積の10分の1以上で
ある換気に有効な窓その他の開口部を
設けなければならない。ただし、特殊な
装置を用いるもので、これと同等以上と
認められる場合は、この限りでない。

2及び3 (略)

(対象区域及び日影時間等の指定)

第57条 法第56条の2第1項の規定によ
り日影による中高層の建築物の高さの
制限に係る対象区域として指定する区
域は、次の表の(ア)欄に掲げる地域又は
区域の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)
欄に掲げる区域とし、同項の規定により
指定する法別表第4(ろ)欄の制限を受
ける建築物は、次の表の(ウ)欄に掲げる
建築物とし、同項の規定により指定する

平均地盤面からの高さは、同表の(エ)欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する法別表第4(に)欄の号は、次の表の(オ)欄に掲げる号とする。

| (ア) | (イ) | (ウ)の欄から(オ)の欄まで |
|---|--|----------------|
| 地域又は区域 | 対象区域 | (略) |
| 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の部から近隣商業地域及び準工業地域の部まで | (略) | (略) |
| 用途地域の指定のない区域 | 以下の欄に掲げる区域以外の区域 | (略) |
| | <u>用途地域の指定のない区域における建築形態規制に係る告示(平成16年告示第6号・平成21年告示第151号)に定める地区番号B1, B2, B3及びB4の区域</u> | (略) |

平均地盤面からの高さは、同表の(エ)欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する法別表第4(に)欄の号は、次の表の(オ)欄に掲げる号とする。

| (ア) | (イ) | (ウ)の欄から(オ)の欄まで |
|---|--|----------------|
| 地域又は区域 | 対象区域 | (略) |
| 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の部から近隣商業地域及び準工業地域の部まで | (略) | (略) |
| 用途地域の指定のない区域 | 以下の欄に掲げる区域以外の区域 | (略) |
| | <u>1 取手市内の用途地域の指定のない区域の建築形態規制(平成16年告示第6号)に定めるB1, B2, B3及びB4の区域</u> <u>2 一般国道6号(旧藤代町の区域に係る部分に限る。)及び一般国道6号藤代バイパスのそれぞれ道路端から50メートルの区域</u> | (略) |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。